

登別市立保育所民間委託

# 募集要項

(保育所の運営業務を委託するもの)

保育所運営業務委託

令和元年8月

登別市保健福祉部こども育成グループ

## 目 次

1. 公 募 の 目 的 等	2
2. 運 営 委 託 予 定 保 育 所 等	3
3. 応 募 事 業 者 の 条 件	4
4. 応 募 条 件	4
5. 応 募 資 格 の 基 準 日	5
6. 応 募 に 関 す る 留 意 事 項	5
7. 応 募 書 類 の 審 査 方 法	6
8. 選 定 基 準	7
9. 委 託 料	7
10. 保 育 料 等 の 徴 収 方 法	7
11. 財 産 の 取 扱 方 法 等	7
12. 応 募 受 付 期 間 等	8
13. 応 募 締 め 切 り 後 の 予 定	9

## 1. 公募の目的等

本市の保育所の運営については、平成24年8月に登別市次世代育成支援推進協議会より、「これまでより質の高い保育サービスを提供することを基本として、新たな保育環境を構築するため、民営化を進めるべき」との答申をいただき、平成25年6月に「公立保育所民営化の考え方」を策定しました。

この考え方では、本市の保育所については、これまで公立保育所で培われてきた「保育」に民間の技術や手法を取り入れた幼児教育を加え、地域の未来を担う子どもたちに「保育」と「教育」の一体的な提供を図るとともに、保育需要に柔軟に対応する保育サービス、地域の子育て支援を充実させるため、民間活力を取り入れた新たな保育環境を構築することとしました。

また、策定後の平成27年4月にスタートする子ども・子育て支援新制度を見据え、民営化後には認定こども園を目指すことを明記しました。

その後、令和元年5月には、「公立保育所民営化の考え方」を基本としながらも、改めて具体的な民営化にあたっての方針を示した「公立保育所民営化方針」を策定しました。

方針には、すべての保育所を民営化の対象とし、初めに、海岸沿いに隣接している栄町保育所を民営化し、続いて同じく海岸近くにある幌別東保育所の民営化を目指すこととしました。

また、その民営化にあたっては、子どもたちや保護者に不安を与えることのないよう、第1段階として保育所業務について運営委託し、次の第2段階で民営化し、認定こども園として開園するという段階的な移行の進め方等を示しました。

本募集要項は、「公立保育所民営化方針」に基づき、栄町保育所及び幌別東保育所の運営を民間に委託して保育サービスの維持・継続及び民間活力を取り入れた新たな保育環境を構築するに当たり、保育サービスの向上に努める意識を持った民間事業者を選定するため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を採用することとし、本件公募に関して必要な事項を定めるものです。

## 2. 運営委託予定保育所等

### (1) 運営委託予定保育所

- ①登別市立栄町保育所
- ②登別市立幌別東保育所

### (2) 施設の概要等（平成31年4月1日現在）

施設の名称	登別市立栄町保育所		登別市立幌別東保育所		
所在地	栄町2丁目6番地1		幌別町8丁目17番地		
敷地面積	2,325.30㎡		2,297.50㎡		
建物面積	800.20㎡		835.96㎡		
建物構造	コンクリートブロック・平屋		鉄筋コンクリート2階建		
建設年度	昭和53年度		昭和54年度		
施設平面図	別紙のとおり		別紙のとおり		
立地環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸線に隣接</li> <li>・国道沿い</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸付近</li> <li>・幌別東小学校隣接</li> </ul>		
入所児童数及び 保育士数等（人） 4月1日現在		児童数	保育士数	児童数	保育士数
	0歳児	6	2	8	3
	1歳児	15	3	14	3
	2歳児	21	6	18	3
	3歳児	21	2	18	2
	4歳児	11	2	19	3
	5歳児	15	2	19	3
	計	89	17	96	17
	所長		1		1
	フリー		1		1
	短時間		3		2
	延長		3		2
代替		3		3	
調理員		3		3	

※定員は各120人

### (3) 運営委託期間

令和2年4月1日～令和6年3月31日（4年間）

※登別市立栄町保育所は、民間により移転改築した施設で、令和6年4月1日以降に認定こども園を開設することを条件とした公募を令和4年に実施予定。

※登別市立幌別東保育所の令和6年4月1日以降の運営については、令和2年4月1日以降に検討。

### 3. 応募事業者の条件

#### (1) 応募資格

応募事業者は、次に掲げる条件のすべてを満たしている者であること

- ①本市内に事業所を有する社会福祉法人、または学校法人であること。
- ②代表者が次の者に該当しないこと
  - ア) 地方自治法施行令第167条の4
  - イ) 登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者
  - ウ) 地方自治法第244条の2第11項（指定管理者の指定の取り消し・停止）の規定による取り消しを受けたことがある者
  - エ) 民事再生法、会社更生法により、再生または更生手続の申立てがなされている者等経営状況が著しく不健全である者
  - オ) 登別市立保育所運営業務受託申込書の提出日において、登別市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
  - カ) 保育所の年間事業費の1/2以上に相当する資金を、普通預金等により有していない者
  - キ) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する暴力団等の構成員を、役員（個人又は代表者）並びに支配人及び営業所等の代表者として使用している者

### 4. 応募条件

応募事業者は、次に掲げる項目のすべてを遵守できる者であること。

- (1) 保育所の実情に応じて創意工夫を図り、入所する子どもの最善の利益を考慮し、保育所の質の向上に努めること。
- (2) 通常の保育業務のほか、休日保育及び栄町保育所、幌別東保育所で行っている特別保育等（延長保育、乳児保育、障がい児保育）、すべての事業を実施すること。
- (3) 市が培った保育のノウハウに加え、民間独自の特色ある事業も実施していくこと。
- (4) 乳児や障がいのある児童の保育について、十分な知識と理解を有していること。
- (5) プロポーザル方式の制度等について理解し、誠実に協議・調整に応じること。
- (6) 選定後、運営委託開始日までの間に業務の引継ぎを行うこと。なお、引継ぎ業務に関連して発生する費用等は委託先事業者の負担とする。
- (7) 現施設及び土地は、委託業務以外の事業の用に使用しないこと。
- (8) 委託を円滑に行うため、登別市立保育所に勤務する職員（任期付職員及び嘱託員、臨時的任用職員を含む）の雇用、待遇の維持・向上に努めること。

- (9) 委託業務の実施に当たっては、別紙「保育所運営の条件」及び「個人情報取扱注意事項」のほか、「子ども・子育て支援法」、「児童福祉法」、「児童福祉施設」の設備及び運営に関する基準、「保育所保育指針」、「登別市保育所条例」、「登別市保育所条例施行規則」、「登別市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営の基準に関する条例」、「登別市保育所処務規定」及び関係機関からの通知・通達並びにその他関連する法令等を遵守し、安定した質の高い保育事業を行うこと。
- (10) 運営委託は、登別市の子ども・子育て施策の一翼を担う事業であることを十分理解し、市政の推進に積極的に協力すること。

## 5. 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、登別市立保育所運営業務受託申込書の提出日とする。ただし、受託法人決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

## 6. 応募に関する留意事項

### (1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、登別市立保育所運営業務受託申込書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

### (2) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

### (3) 提出書類の取扱

提出された書類は、返却しない。また、提出書類等は登別市情報公開条例に基づく情報公開の対象となるため、公開請求が行われた場合、公開することがある。ただし、提出書類中の個人情報や事業者の正当な利益を害する恐れがある部分は非公開とする。

### (4) 提出書類の取扱

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

### (5) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当した場合は、応募を無効とする。

① 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

② 著しく信義に反する行為があった場合

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない書類及び同一事項に対し、二通り以上の書類が提出された場合

④ 虚偽の内容が記載されている書類が提出された場合

### (6) その他

① 市が提示する資料及び回答書は、本募集要項等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

- ②本募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合は応募事業者に通知する。
- ③必要により、追加書類や電子データの提出を求めることがある。

## 7. 応募書類の審査方法

### (1) 選定委員会の設置

別に定める登別市立保育所運営委託に係る事業者選定委員会設置要綱に規定する選定委員会（以下「選定委員会」という。）が提案内容等の審査を実施する。

なお、応募した法人の役員、職員等の関係者は選定委員会の委員になることはできない。

### (2) 審査の方法

①公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定する。

#### ②応募事業者資格の審査

市は、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認し、資格不備の場合には失格とする。

#### ③書類審査及びヒアリング審査

上記応募事業者資格の確認審査を経て、選定委員会は書類審査及びヒアリング審査を行うこととし、別に定める事業者選定基準に基づき選定する。

#### ア) 提案内容の基礎審査

選定委員会は、提出書類等に記載された内容が、次の各項目を満たしていることを確認する。

- ・「6. 応募に関する留意事項（5）応募の無効に関する事項」に該当しないこと
- ・提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。
- ・当該提案に関連する各様式に示す項目に対する提案内容が、別紙「公立保育所運営の条件」を満たしていること。

上記項目が1項目でも満たされないことが確認された場合は失格とする。

#### イ) ヒアリング審査

応募書類における提案内容について、応募事業者ごとにプレゼンテーションを行う。実施日時は令和元年9月下旬を予定しているが、詳細は後日応募事業者に通知する。

#### ウ) 選定方法

選定委員会は、提案書に記載された内容及びプレゼンテーションの内容を評価し、事業者を選定する。

④選定結果は、応募事業者すべてに通知する。また、報道機関への周知及び市ホームページで公表する。

⑤審査の結果、適格な候補事業者がいなるときは、市外の事業者を含めて再募集するものとする。

## 8. 選定基準（評価項目）

事業者の選定に当たっては、選定委員会が次の評価項目について、審査・評価を行う。

評価項目
1. 基本的な保育所運営等に関する考えについて (申込動機、保育理念、基本方針、目標等について)
2. 保育の内容等に関する考えについて (保育内容、配慮を要する子どもへの対応（障がいのある児童）、虐待等により支援が必要な子どもへの対応（要支援児童）、食育の取組等について)
3. 安全対策等に関する考えについて (安全対策、保健衛生管理、個人情報の管理等について)
4. 保護者や地域との連携に関する考えについて (保護者との連携、地域（小学校を含む）との連携等について)
5. 職員の確保及び処遇、資質向上に関する考えについて (職員の確保策、職員の処遇、人材育成等について)
6. 法人について (経営状況、既存運営施設の状況、受託後の事業収支等について)

## 9. 委託料

- (1) 委託料は、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）に基づき算定した額とする。
- (2) 特別保育（延長保育事業、一時保育事業、病児保育事業）を実施した場合は、その費用として厚生労働省が定める補助基準額に準じて支払うものとする。

## 10. 保育料等の徴収方法

保育料等（通常保育、延長保育、休日保育、給食費）については、市が直接保護者から徴収する。

### 11. 財産の取扱方法等

- (1) 保育所の敷地の用に供する土地については、無償貸与とする。
- (2) 保育所の建物の用に供する家屋については、無償貸与とする。
- (3) 保育所に属する工作物及び備品等については、無償貸与とする。ただし、情報関連機器等（パソコンやプリンター等）の一部備品については貸与対象から除く。



(4) 施設等は委託日の現状を持って貸与し、保育所の維持補修に必要な費用負担は次のとおりとする。

①施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件10万円未満のものは選定された法人の負担とする。

②施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件10万円以上のものは市の負担とする。

なお、上記によりがたいものは市と選定された法人で協議し決定する。

## 1 2. 応募受付期間等

### (1) 応募受付

#### ①受付期間

令和元年9月3日(火)から令和元年9月12日(木)の9時から17時30分(土・日曜日、祝日を除く)

#### ②提出書類

別紙1「申込書類一覧表」による

#### ③提出先

登別市保健福祉部こども育成グループ(登別市中央町6丁目11番地)

#### ④提出方法

申込書類等は直接持参すること

#### ⑤提出部数

正本1部及び副本(正本の写し)1部を提出すること

※提出書類は、原則A4用紙とする。ただし、A4用紙では記載内容が見にくい場合は、A3用紙での提出を可とする。また、フラットファイルに綴って提出すること。

### (2) 公募説明会・保育所見学会の実施

#### ①公募説明会

日時 8月19日(月)14時00分

場所 登別市役所本庁舎 第2委員会室(2階)

※参加希望者は8月19日(月)正午までに電話でこども育成グループに申し込むこと。

#### ②施設名・時間

ア) 栄町保育所 令和元年8月22日(木)15時30分

イ) 幌別東保育所 令和元年8月21日(水)15時30分

#### ③参加人数

1事業者につき2名までとする。

#### ④参加申込

見学会参加希望者は、令和元年8月20日(火)までに、法人名及び参加者名をファクス又は電子メールにてこども育成グループに申し込むこと。

### (3) 応募に関する質問の受付・回答

応募に関する質問は、次のとおり受け付け、市のホームページにおいて回答する。なお、無用な混乱を招く恐れがあるときは、質問に回答しない場合がある。

#### ①質問の提出方法

質問書（別紙2）に内容を簡潔にまとめて記載し、登別市保健福祉部こども育成グループへ持参、郵送、電子メール又はファクスにて提出すること。

なお、誤認防止、かつ、公平性を保つため、上記様式以外での提出は認められないほか、電話及び口頭での個別対応はしない。

#### ②質問受付期間

令和元年8月19日（月）から令和元年8月26日（月）まで

#### ③回答期日

令和元年9月2日（月）

### 13. 応募締め切り後の予定

令和元年	9月12日（木）	応募受付締切
	9月下旬を予定	選定委員会によるヒアリング・審査
	9月下旬を予定	事業者決定
	10月～	契約・打合せ
令和2年	1月～3月	引継ぎ保育
	4月	運営委託開始

### 問い合わせ（提出先）

登別市保健福祉部こども育成グループ

〒059-8701

登別市中央町6丁目11番地

電話：0143-85-5634

ファクス：0143-85-1108

電子メール：child@city.noboribetsu.lg.jp